



他医療提供施設の診療情報閲覧に関する規約

本規約は、ひろしま医療情報ネットワーク（以下「HMネット」という。）に登録した利用者が、診療情報開示カード及び地域共通 ID カード（HMカード）により診療情報開示医療提供施設の診療情報開示用サーバーやHMネットのセンターサーバー内に格納された他医療提供施設の診療情報を閲覧することのできるシステムの利用に関して必要な事項を定めるものである。

1. 診療情報開示カード及び地域共通 ID カード（HMカード）による他医療提供施設の診療情報閲覧は、HM ネットに登録された利用者に許可されるものである。
2. HMネットが開示される診療情報の閲覧は、原則として、患者が診療情報開示カード及び地域共通 ID カード（HMカード）を、HMネットの利用者に提出した場合に限り可能となる。
3. 診療情報開示カードを利用した診療情報閲覧に関し、開示側医療提供施設が閲覧側医療提供施設に対し何らかの個別契約を要求する場合は、これに応じなければならない。
4. 診療情報開示カード及び地域共通 ID カード（HMカード）による診療情報の閲覧を巡って、開示側医療提供施設、閲覧側医療提供施設、患者の間で何らかのトラブルが生じた場合は、開示側医療提供施設、閲覧側医療提供施設、患者の当事者間で解決するものとする。
5. 個人情報漏洩防止の観点から、閲覧した患者の診療情報をネットワーク端末内に保管してはならない。ただし病医院間において紹介目的で開示された情報については、原則として開示側の許可を得てネットワーク端末内に一時的に保管することができるが、院内システム等への記録が済み次第、ネットワーク端末内のデータを消去しなくてはならない。
6. 開示された診療情報は原則として閲覧に留めるが、やむなく印刷した場合には、印刷を実施した利用者の責任をもって管理するものとする。
7. 他医療提供施設の診療情報を閲覧するコンピュータには、必ずウイルス対策ソフトウェアをインストールし、施設責任者あるいは施設責任者が任命したネットワーク担当者の責任において、常にウイルス定義ファイルを最新のものとしていなければならない。またファイル共有ソフト等をインストールしてはならない。
8. 利用者は、ID等を適切に管理するとともに、当該ID等の利用許可を受けた本人以外に利用させてはならない。ただし、「利用者ID」については施設責任者が特別に認めた者が利用する場合はこの限りではない。
9. 閲覧側医療提供施設の利用者は、閲覧によって得られた開示側医療提供施設のいかなる診療情報も開示側医療提供施設に不利になる形、あるいは損害を与える形で使用してはならない。
10. 5、6、7、8、9の項目が遵守されず、閲覧側医療提供施設を起点に開示側医療提供施設の患者診療情報が漏洩し、何らかの問題が生じた場合、その責任は閲覧側医療提供施設の利用者に帰するものとする。